

太宰府市 会計年度任用職員（発掘調査作業員・発掘調査補助員・遺物整理作業員A・遺物整理作業員B）募集要項（令和8年度任用分）

1 職種及び募集人数

職種名	募集人数	職務内容
発掘調査作業員	30名程度	市内に所在する遺跡の発掘調査等
発掘調査補助員	1名	発掘調査の現場作業補助（測量、実測等）、出土遺物に関する資料収集や取りまとめ等
遺物整理作業員A	4名	出土遺物の洗浄、復元、調査データの整理作業、文化遺産情報整理、埋蔵文化財事前審査受付補助等
遺物整理作業員B	4名	出土遺物の実測や製図作成作業等

2 基本的な勤務条件

職種名	任用区分	給料・報酬等 ※1	1月の勤務日数（最大）	1日の勤務時間	任用期間
発掘調査作業員	パートタイム	時給 1,275円	月12日（最大） (週3日程度)	9:00~16:15 (休憩 12:15~13:00)	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1か年）※2
発掘調査補助員	パートタイム	時給 1,459円		8:30~17:00	
遺物整理作業員A	パートタイム	時給 1,275円	月12日 (週3日程度)	8:30~17:00 (短時間勤務有)	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1か年）
遺物整理作業員B	パートタイム	時給 1,346円			

※1：給料・報酬については、変動することがあります。

※2：発掘調査作業員の任用は発掘調査現場ごとの任用とし、年間最大6か月を越えない期間となります。

職種名	勤務場所	諸手当	休日	社会保険	公務災害	服務
発掘調査作業員	市内発掘調査現場	通勤手当		適用なし		
発掘調査補助員	太宰府市文化ふれあい館	通勤手当	週休日（原則として、土・日曜日）、祝日、年末年始。	条件を満たす場合に、健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用	労働者災害補償保険を適用	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務など服務上の規定が適用されます。
遺物整理作業員A	太宰府市文化ふれあい館	期末手当	別途指示する日。			
遺物整理作業員B	太宰府市文化ふれあい館	勤勉手当				

3 採用試験の内容

提出書類による書類選考及び面接試験

※面接試験の日程は、

発掘調査補助員・遺物整理作業員A・遺物整理作業員Bは令和8年2月20日（金）午前

発掘調査作業員は、令和8年2月24日（火）午前を予定

4 受験資格及び受験申込

受験資格	<p>地方公務員法第16条の規定に基づき、次の項目に該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・太宰府市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
資格要件	<p>下記要件を満たしている人</p> <p>【発掘調査作業員】屋外での作業が行える人</p> <p>【発掘調査補助員】発掘調査現場作業補助（測量、実測等）に3年以上の実務経験を有する人</p> <p>【遺物整理作業員A】出土遺物の洗浄、復元等の業務に3年以上の実務経験を有する人</p> <p>【遺物整理作業員B】出土遺物の実測等の業務に3年以上の実務経験を有する人</p>
受付期間	令和8年2月6日（金）必着
申込方法	太宰府市会計年度任用職員採用試験申込書（市役所文化財課窓口に配架およびホームページに掲載）に必要事項を記入の上、下記の申込先に郵送、または直接持参してください。
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・太宰府市会計年度任用職員採用試験申込書兼履歴書 ・受験票用はがき（85円・宛名面に返信先の住所・氏名を記入し、裏面は何も記入しないこと。受付後、受験票として受験者本人宛に送付します。）
申込先	<p>郵送の場合 〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市役所文化財課 宛 必ず封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書きしてください。</p> <p>持参の場合 開庁時間（平日8:30～17:00）内に文化財課窓口に持参してください。</p>

5 合格発表及び採用

合格発表	令和8年3月初旬を予定 ※受験者に文書で通知します。お電話等での合否のお問合せにはお答えしておりません。
合格者の登録	採用試験の合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿に登録されます。
採用決定	採用試験では、採用予定人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。 実際の勤務についていただく方については、任用開始前に連絡します。
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用者はすべて条件付採用とし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

6 問い合わせ先

太宰府市教育委員会 文化財課 調査係

〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号

電話（092）921-2121（内線470・477）